

泡消火薬剤の規格への対応案

令和6年7月9日
消防庁予防課
日本消防検定協会

泡消火薬剤の規格に係る課題と基本的な考え方

規格の課題

- 現状の泡消火薬剤の規格省令では、幅広い条件下で使用可能な汎用性を求めている。
- 駐車場用途に必要な条件のみを求めることで、当該条件の範囲において所期の性能が得られる合成界面活性剤泡やたん白泡消火薬剤の開発を促進することが必要。

基本的な考え方（素案）

<当面の対応>

駐車場用途に必要な性能を有していれば規格に適合しているものとして扱うことができるよう、規格省令の特例制度（省令第23条※）の適用について検討する。

駐車場の環境に応じて、想定される特例の内容は次のとおり

- (1) 高発泡使用はないため、高発泡用の試験は行わない。
- (2) 淡水のみ使用するため、海水を用いた試験は行わない。
- (3) 使用環境に応じて使用温度範囲を設定（例：0～30℃）する。

※泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令

第23条 新たな技術開発に係る泡消火薬剤について、その成分及び性能から判断して、この省令の規定に適合するものと同等以上の性能があると総務大臣が認めた場合は、この省令の規定にかかわらず、総務大臣が定める技術上の規格によることができる。

<将来的な対応>

用途に応じて泡消火薬剤に必要な性能を求めるなど、泡消火薬剤の規格のあり方を検討する。